

公明党区議団を代表し、質問します。

大きな1点目として、「住めば、北区東京。」に向けて4点質問します。

まず、内部統制についてです。

地方自治体の内部統制の強化に力点を置いた地方自治法改正案がこのたび国会で可決しました。

現在、地方自治体は多様なニーズへの対応が求められ、職員一人あたりの業務負担は増加しています。そこで、自治体内部に、日常業務でミスや不正が発生しないような管理体制を作り、毎年、状況評価報告書を作成。監査委員、議会によるチェックを定期的に受けられるようにすることが求められています。

そこで以下3点質問します。

- ①内部統制導入の必要性と期待される効果について。
- ②導入した場合の推進責任者について。
- ③内部統制導入により監査委員の役割はどう変わりますでしょうか？

次に、都市公園法の改正に伴う北区の取り組みについてお聞きします。

本年4月、荒川区、世田谷区、品川区の公園内に保育所が開設されました。これは、太田昭宏衆議院議員が国交大臣の時に国家戦略特区を創設する中で、進められてきたものです。

こうした流れの中、このたび、都市公園法が改正され、全国の公園内に、保育所などの通所利用の福祉施設が設置できるようになりました。その他にも、カフェ、レストラン等の収益施設の設置と公園周辺の広場の整備等を一体的に行う民間事業者を公募し選定する制度が創設され、民間事業者の参入がしやすくなりました。

そこで以下3点質問いたします。

- ①都市公園法の対象となる北区の公園はどこでしょうか。
- ②保育園待機児童の多い滝野川西地区において、南谷端公園のような公園内に保育所設置を進めるべきと思いますが、御見解を伺います。
- ③民間事業者による公園の再整備も検討するべきですが、御見解を伺います。

3つ目として、防犯カメラ推進について質問します。

このところ世界ではテロ事件が多発しております。先月はイギリスのコンサート会場での自爆テロがありましたが、昨年はベルギーの空港・地下鉄やバングラディッシュのレストランでの襲撃事件、フランスやドイツでの群衆に車両が突入する事件などがありました。2020年東京オリンピック・パラリンピックを控え、ソフト・ターゲットにおけるテロ対策の強化が必要です。

足立区では本年1月、「足立区テロ及び災害対策事業の推進に関する覚書」を警視庁と締結し、テロ及び災害対策に関する事業を協働で推進していくことにしました。具体的には、警視庁が足立区内4警察署に新たに警視庁OBの職員を配置し、区内の民間事業者等へテロ対策に関するアドバイスをを行い、これを受け事業者等が防犯カメラ設置などの安全対策を施した場合は、区がその費用の一部を助成。そして、区が設置する100台の災害用定点カメラの映像を、テロや災害などによる非常事態が発生した場合に限り、警察・消防が閲覧できるようにするものです。

昨年末、北区でも2020年を見据え安全・安心なまちづくりを強化するため、区内3警察署と覚書を締結しました。そこで以下3点お答えください

- ①北区においてもソフト・ターゲット対策をスピード感を持って推進する体制を作るべきですが御見解をお聞きます。
- ②北区でも足立区と同様の取り組みを行うことを求めますが、区の見解をお示してください。
- ③町会自治会等の防犯カメラ設置状況の現状と課題についてお聞きます。

4つ目は防災対策の充実について伺います。

まず自助の推進について、昨年の熊本地震や台風災害の教訓等を踏まえ、本年4月、修正がされた国の防災基本計画から質問します。普及啓発を図るべき家庭での予防・安全対策として、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品の準備、避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、ペットとの同行避難についての準備に加えて、今回は保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えが追加されました。

そこで3点、区の見解をお伺いします。

- ①避難経路確保のための家庭内の片付けと1週間分の備蓄が誰でも無理なくできるようなセミナーの実施など災害後も自分の家で生活できるような啓発を進めることについて
- ②ペット同行避難を可能にするための取り組みについて
- ③地震保険の必要性について

次に、公助・共助の推進について2点お伺いします。

①災害時に有効であると思われる、液体ミルク認証にむけて国では法整備の検討を始めました。そのまま飲むことができ、衛生的で哺乳瓶の消毒の必要もありません。東京都も普及推進を表明しています。そこで質問は、北区でも保育園にローリングストック法で備蓄していくなど液体ミルクの活用に向け方針を議論し、日本で製造・販売が実現するまで、海外メーカーとの災害時の購入協定や海外友好都市と情報交換することについて、見解をお聞きます。

②2013年の災害対策基本法では、地域の自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されました。これを北区で各地域に推進するための課題についてお答えください。

③本年、改正水防法などが成立しました。これにより、河川が氾濫した際の浸水想定区域内にある、配慮が必要な人が利用する施設に対し、避難計画の策定や訓練が義務付けられました。

北区では荒川下流タイムラインに基づき、台風等による水害が予想されるときはあらかじめ高台などへの避難行動がとれるように促すことになっています。先日、都営住宅やURと洪水時の垂直避難の協定が締結されましたが、この垂直避難についての区の考え方と避難者のためのトイレや食料、水などの備蓄など実際の避難体制をどのように作るか、また、浸水想定区域内の福祉施設の避難計画策定状況についてお聞きます。

5つ目として、多文化共生社会の実現に向けて質問します。

北区の外国人は先月遂に2万名を超えました。全国の自治体の中で11番目、東京都内では8番目に多い数字です。2013年3月の人口推計調査報告書では2万人をこえるのは2028年としていたので、かなりのスピードで増加していると言えます。

外国人青年がまちのコンビニや飲食店などで働く姿もよく見かけます。少子高齢化の進む北区では今や外国人の労働力なしでは経済活動の維持・発展は困難と言っても過言ではありません。

外国にルーツを持つ子どもたちも多くなりました。外国人保護者が母国とは文化も習慣も違う日本で、安心して子どもを育てられるような環境を整えていくことが必要です。子どもたちがすくすく育ち、将来、多言語コミュニケーション能力、母国とのネットワーク力等を備えたグローバル人材として社会に貢献していくよう願わずにはられません。

私は、荒川区の廃校になった学校で外国につながる子どもたちに学びの場と居場所を提供しているNPOを訪ねました。主に母国で中学を卒業して来日をしたため、公立中学校に入学できない子どもたちが高校進学を目指して学んでいました。北区在住の子どももいました。

北区内でボランティアで外国人に日本語を教えながら困りごとの相談にのっている団体のいくつかも訪ねました。20年以上も外国人の乳幼児親子の繋がれる居場所を作っている方、休日を返上し外国人の若者たちに熱心に楽しく日本語を教える方、自分の仕事の時間を削って孤立している外国人女性に日本語を教えるご夫妻等々、私は頭の下がる思いでした。

都内の北区より外国人比率が少ない自治体でも、文化国際課、多文化共生推進課等の独立した担当の課や国際交流協会、多文化推進センターなどを設け、相談業務や日本語教室をはじめ、様々な事業を展開しています。北区では今年度多文化共生指針を策定予定ですが、事業を確実に具体化し、外国人の方にとっても「住めば、北区東京。」と思っただけのような環境を整えるべきです。そこで6点質問します。

- ①今年度策定の多文化共生指針の基本的な考え方、今後の多文化共生施策を進める体制強化について。
- ②気軽に生活相談ができる場所や人、必要な正確な情報が集まる場所を設置するとともに、妊娠時からの切れ目のない子育て支援、就学援助、社会保険等、様々な制度を確実に外国人が利用できるようにすることについて
- ③外国人が活躍できる場づくりや日本人区民に外国人の役割や重要性を啓発し交流を促すための取り組みをすることについて。
- ④情報をスムーズに伝達する事のできる「やさしい日本語」というのがあり、今では行政や外国人支援団体などによって、積極的に採用され始めています。最低限、「やさしい日本語が理解できるまでの日本語教育」を外国人に保障するとともに、「やさしい日本語」を役所窓口で使用するについて。
- ⑤2014年4月より校長の責任のもとで日本語指導が必要な児童生徒に対して定めることができるようになった「特別の教育課程」や、日本語指導と教科指導を統合し学習活動に参加するための力の育成を目指して開発されたJSLカリキュラム、また、文科省のサイト「CLARINET」等、外国につながる児童・生徒への教育支援についての現状と今後の対応について。
- ⑥複合的な問題を抱えた外国人家庭の子どもを支援するために、各サブファミリーに一人はスクール・ソーシャル・ワーカーを配置すべきですが、区の見解を求めます。

大きな2点目として、住み慣れた地域で安心して暮らすために3点質問します。

1つ目は、在宅支援体制の推進についてです。

我が国では現在、医療も介護も在宅支援に重点が置かれるようになってきています。それにともなって行政として、病院、介護施設、介護サービスなどの事業者への支援が欠かせません。特に医療保険と介護保険の改定、国保会計の区から都への移管、薬価の改定が重なる来年度を前に、公明党区議団は医療や介護の現場から多くの課題をいただきました。以下4点質問いたします。

- ①病院や施設の耐震化やBCP(事業継続計画)への取り組み支援の必要性について
- ②医療機関に対し、災害時の電力確保のため、非常用発電装置の燃料確保を行うことについて
- ③地域のネットワーク作りをさらに拡充するための地域包括ケア連絡会への支援を行うことについて。特に有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホームなどとの顔の見える関係づくりについて。
- ④80代になってもなお介護保険を利用せず、元気に暮らしている高齢者も多くいらっしゃいます。8020運動は高齢者の励みになってはいますが、同じように、高齢者の健康保持、介護予防への意欲を高めていくために、どのような工夫をするのかお示してください。

次に、成年後見制度の利用促進についてです。

成年後見制度を利用して、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「成年後見制度利用促進法」が昨年4月に成立。今年3月には基本計画が策定されました。

成年後見人が行う内容として財産管理の他に身上保護がありますが、特に今回は「認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要」との指摘があり、身上保護が重視されました。つまり、後見人は定期的に本人を訪問し、本人の意向に十分配慮し、心身状態、生活状態、社会参加に対する希望の把握をして、介護や医療などの手続きなどを進めると言うことです。そのほか、地域連携ネットワークを各地に整備することが求められています。

飯能市では成年後見の内容に関して、財産管理はエキスパートに、身上保護は市民後見人にと、分業で行なうような仕組みを作っています。

今後、北区でも、認知症や一人暮らしの高齢者の増加に伴って、最後までその人らしく意志や生き方が尊重されるよう、弁護士などの専門職のみでなく、これまでの人生経験を生かして地域住民の視点で支援を行う「市民後見人」を養成しながら、行政、社会福祉協議会、権利擁護センター、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー、高齢者あんしんセンター、民生委員や町会自治会、専門職、医療や福祉、金融機関などの地域ネットワークを構築するべきです。以下4点お聞きします。

- ①北区の成年後見制度の利用現状と今後の取り組みについて。
- ②身上保護についての区の認識について。
- ③市民後見人の養成から受任までの一貫した仕組みと地域ネットワーク作りを推進することを求めますが、区の見解をお示してください。
- ④地域で困っている人を支援につなげるコミュニティ・ソーシャル・ワーカーは東十条・神谷地域でモデル配置されています。これを区内全域に拡充していくべきですが、これまでの成果と今後の拡充についての区の見解をお聞きします。

3つ目は、障がい者施策について2点伺います。

まず、相談支援事業の充実について2点お伺いします。

- ①障がい者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決のため、最も適切なサービス利用ができるよう、2012年度の障害者総合支援法改正で、サービスを必要とする全障がい者に利用計画の作成を行うこととされました。そこでまず、これまでの計画作成状況と問題点、今後の取り組みをお示してください。
- ②北区には、「支援センターきらきら」、「ピアネット北」、滝野川地域障害者相談支援センター、王子と赤羽の障害相談係など、障がい者の様々な困りごとを相談する場があります。こういった窓口と相談支援事業者や障害福祉サービスを提供する事業者が連携してきました。これらの役割を明確にし、さらには障がい者や家族にとって分かりやすく、使いやすい体制を作る事について見解をお示してください。

2点目は、障がい児の乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制についてです。

昨年5月成立した「障害者総合支援法および児童福祉法の一部を改正する法律」により、医療的ケアを必要とする障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体へ保健・医療・福祉等の連携促進が努力義務化されました。医療の進歩により、歩いたり話したりできても、痰の吸引や経管栄養などの医療的なケアが必要な子どもたちが急速に増加しています。こうした子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、その自立と社会参加を目指し、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援を行う体制を整えることが求められています。

また、来年度から、18歳未満の障害児福祉計画を作ることが義務付けられました。基本指針の中には、重症心身障害児向け施設を全市町村に一施設確保することも目標とされました。障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられています。しかし、医療的ニーズの高い障

がい児を受け入れる通所施設が少ないため、子どもの心身の状況に応じた適切な発達支援や保育、治療が受けられない現状があります。そこで以下4点お聞きします。

- ①障害児福祉計画の成果目標について。
- ②区内の現在の医療的ケア児の数と受け入れられる事業所の数をお示してください。
- ③区有施設を利用し、医療的ケア児を対象とした施設を整備したり、受け入れる事業所を誘致するための運営を支援する区の取り組みが必要ですが、見解をお示してください。
- ④医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることが求められていますが、区ではどのように総合的な支援体制を構築していきますか。

大きな3点目として、いのちを守る取り組みについて2点質問します。

まず、肝炎対策についてです。

ウイルス性肝炎は国内最大の感染症と言われており、都内だけでも、20万人から30万人が感染していると推定されています。しかし感染時期が明確でないことや、自覚症状がほとんど無いため、いつの間にか肝硬変や肝がんへ移行することが問題となっています。

過去に集団予防接種の注射器の使い回しなどでB型肝炎ウイルスに感染した人や、その人から母子感染した人などを救済する国の給付金があります。しかし、推計対象者約45万人に対し、提訴者は約4万人、和解者は約2万5000人にすぎません。このため、この請求期限が5年延長されて2022年1月までとなりました。

一方、C型肝炎は、以前は入院してインターフェロンで治療し、しかも完全に治すことは難しかったのですが、2015年以降は入院せずに飲み薬で80%以上の方が治るようになりました。しかし、国民の約半数が肝炎検査を受けておらず、しかも検査で陽性と判定された人のうち40%がその後治療せずにいることが、昨年の肝炎対策推進協議会で報告されています。そこで国では、「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」を定め、国民がウイルス検査を受けるような取り組みを促し、陽性者を医療につなげようとしています。

以下2点質問します。

- ①北区の肝炎検査と陽性者フォローアップの取り組みの現状について
- ②2015年以前に陽性と判定された人の中には治療が失敗し諦めている人、今は入院せずにウイルスを排除できるようになったことを知らない人もいるのではと考えられます。最終的には肝がんになる可能性の高い疾患について、正しい最新の情報を届け、適切な治療を受けられるようにすることが区の責任だと思います。これから検査を受けて感染が判明した方だけでなく、以前に陽性になったものの治療していない人も治療に結びつけるために個別に受診勧奨をすることを強く求めますが、今後の取り組みについてお聞かせください。

次に、小さいいのちを守るために3点質問します。

①睡眠時の窒息、浴室などでの溺れ、転落などの思いがけない事故によって、14歳以下の子どもが毎年300人以上亡くなっています。葛飾区は先ごろ、乳幼児健診が行われる健康プラザに、家の中でよくある子どもの事故や、その一歩手前のヒヤッとした場面を再現したジオラマを設置。家庭内での事故予防や対処方法に関する動画も製作しました。

北区でも乳幼児健診の際にハンドブックを配布し注意を呼び掛けていますが、先進事例を参考に児童館、保育所などに、一目でわかるポスターを貼ったり、小児科の待合室で動画を流してもらったりなど、事故予防策の積極的な推進を求めますが見解をお聞かせください。

- ②教育・保育施設や認可外保育施設等において、子どもの死亡事故などの重大事故の予防と事故後の適切な対応

を行うことができるよう、昨年3月「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」が国から出されました。これを参考として、具体的な指針等を策定し、教育・保育等を実施することが必要です。北区の保育施設等では子どもの事故に対処するための取り組みはどのようになっているのでしょうか。

③一昨年、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）では「2030年までに全ての国が達成すべき目標の中に、『子どもに対する暴力の撲滅』が入っています。日本では虐待による死亡事例は年間50件を超えています。このたびの改正児童福祉法と改正児童虐待防止法では、親は、我が子のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えてはならない旨が明記されました。それを受け各自治体に、体罰や暴言により子どもの脳に「萎縮」や「変形」が起きること、親子関係の悪化や精神的な問題が起きやすいこと、親による「愛の鞭」を防ぐテクニック、親自身が助けを求めるための方法などを紹介した資料が周知されました。しつけの名の下に暴力を振るわれた子どもは、正統な理由があれば暴力を使っても良いと思うようになり、暴力の連鎖が生まれてしまいます。「ポジティブ・ディシプリン」など区でも体罰によらない育児を実践するための子育て世代に対する支援を推進すべきですが見解をお示してください。

大きな質問の4点目として、教育現場から持続可能な社会を目指して2点質問します。

まず、世界市民育成のために質問します。

先程の質問で触れたSDGsは「誰一人取り残されない持続可能な社会」の実現をめざし、地球を取り巻く、あらゆる課題の解決をしていくため採択され、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」などの17の目標が盛り込まれています。その中で子どもは、世界を変える重要な担い手と位置付けられています。北区の子どもたちがSDGsについて学び、人権やジェンダー平等、平和と非暴力、地球市民の考え方など、誰一人取り残さず地域も世界も続いていくような社会実現のために必要な知識を身につけ、SDGsの実施に主体的に関わっていく世界市民となること念願し、以下2点質問します。

①SDGsを北区の教育活動に取り入れることについて。

②地球規模の諸問題に子どもたちが目を向ける機会となるユネスコスクールには、本年4月現在、世界182か国、約10,000校、日本では1043校が加盟しています。北区の子どもたちが世界中の学校と生徒間・教師間の交流をし、情報や体験を分かち合うことができるよう、ユネスコスクールに加盟を促すことについてお考えをお聞かせください。

2つ目は教員の働き方についてです。

公明党は、「教育こそ持続可能な社会の基盤」と捉え、未来を担う子どもたちの持てる可能性を大きく開いていくことに力を入れ、その基盤づくりとして、教員が子どもと向き合う時間を確保し、より効果的な教育が行われるような体制の強化を求めてきました。現在、教員の過労が問題となっています。確かに、日曜も地域行事や部活動があり、授業のある日は夜遅くまで職員室の明かりの点いているのを見ると、きちんと休んでいるのか心配になります。子どもたちのためにと教員の仕事に終わりではなく、勤務時間はあっていないようなものですが、区ではどうとらえ、どう対策を講じていますでしょうか。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。